

令和2年度決算における 引き上げ分に係る地方消費税収の用途について

税率引き上げ分に係る地方消費税収については、
子ども・子育てや医療・介護に係る社会保障施策に要する経費に充当します。

1 歳入

引き上げ分の地方消費税収

8,014百万円

2 歳出

引き上げ分の地方消費税収を充当する経費は次のとおり。

(単位:百万円)

項目	事業費(一般財源)	うち引き上げ分の 地方消費税充当額
子ども・子育て	9,206 ※	4,031
放課後児童健全育成	431	431
保育所運営費・児童入所施設措置費	5,032	2,055
医療費助成	1,105	1,038
市町村が行う子ども・子育て事業への補助, 保育緊急確保事業	454	454
高等教育の無償化	54	54
医療・介護	44,639 ※	3,983
国民健康保険, 後期高齢者医療制度に係る 負担金	16,562	1,621
地方独立行政法人病院・公立病院事業 負担金	4,548	946
地域医療介護総合確保基金事業 (医療分)	414	414
地域医療介護総合確保基金事業 (介護分)	154	154
介護給付費負担金	11,802	848
合計	53,845	8,014

※当該項目に関する事業費(一般財源)全体の合計であるため、内訳の合計とは一致しません。
四捨五入の関係で計と一致しない場合があります。